近畿広島県人会会則

第1章 総 則

第1条(名 称)

本会は近畿広島県人会という。

第2条(本部および支部)

本会は本部を大阪市北区梅田 1-3-1-800 広島県大阪情報センター内に置く。

2. 本会は行政区別、職域別、団体別に支部を置くことができる。

第3条(目的)

本会は会員相互の親睦を図り、併せて会員の生活向上と福祉増進を図ることを目的とする。

第4条(事業)

本会は前条の目的達成のため次の各号に定める事業を行う。

- (1) 会員の生活向上と親睦のための事業
- (2) 広島県と近畿地方との産業経済の交流
- (3) その他前条の目的達成のための関連事業

第2章 会 員

第5条(会員資格)

本会は近畿地方に在住する広島県出身者(その縁故者を含む。)及び「広島」に関連する事項に興味関心を有する者並びに広島県と関係のある法人・団体とする。

第6条(会員種類)

会員の種別は以下のとおりとする。

一般会員 以下に該当しない会員

青年会員 満40歳以下の会員

役員会員 本会則第14条に規定する会員

名誉会員 本会則第20条に規定する会員

家族会員 法人会員を除く会員と同居する親族を対象とする会員

法人会員 法人または公益法人、その他の団体会員

第7条(入会)

会員になろうとする者は別途定める様式の入会申込書を提出し幹事会の承認を

得なければならない。

第8条(変更)

会員は入会届事項に変更が生じた場合には速やかに別途定める様式の変更届を 提出しなければならない。

第9条(会費の納入)

会員は会費を指定する期日までに納めなければならない。

第10条(会費の額、徴収方法)

会費及び会費の徴収方法は幹事会の決議により別途規則に定める。

第11条(会費の不返還)

会員は当会に納入した会費、資産はいかなる場合であっても返還を求めることはできない。

第12条(会員資格の喪失)

会員が次の各号のいずれかに該当する場合には会員の資格を喪失する。

- (1) 別途規則に定める退会届を提出し、幹事会で承認されたとき。
- (2) 会費を2年以上滞納し、または20,000円以上に達した場合で、本会からの請求にもかかわらず会費の納入を行わないとき。
- (3) 死亡または団体が解散したとき。

第13条(除名)

会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、幹事会において出席した幹事の 3分の2以上の決議により会員の資格を停止し、除名することができる。ただし、 当該会員に対し事前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の名誉を毀損したとき
- (2) 本会の目的に反した行為をしたとき
- (3) 本会に損害を与えたとき
- 2. 会員をその資格の停止、除名したときには会長は理由を付して本人に通知しなければならない

第3章 役 員

第14条(役員の種類、定員、任期)

本会に次の各号に定める役員を置き、各役員の任期は2年とする。ただし、各 役員についてその再任を妨げない。

(1) 会長

1名

(2) 副会長

10名以内

(3) 幹事長

1名

(4) 副幹事長

若干名

(5) 幹事

4 0 名以内

(6) 監事

2名以内

2. 役員の任期満了後、新役員が総会で承認されるまでの期間については役員任期を継続するものとする。

第15条(役員の選任)

役員は会員(法人会員を除く)の中から役員選考委員会において選出し、幹事会において承認を得た上、総会において承認を得る。

- 2. 役員に就任した者は別途規則に定める様式の役員就任書を提出しなければならない。
- 3. 役員に立候補しようとする会員は、推薦人 2 名以上をつけて別途規則に定める 様式の役員立候補届を提出し、立候補することができる。

第16条(役員の補充選任)

役員に欠員が生じたときには会長が必要に応じて役員選考委員会を開催し役員 を選出した上で、幹事会の承認を得るものとする。その任期は欠員役員の任期の 満了する時までとする。

第17条(役員の地位喪失)

役員は次の各号定める事項に該当するときには、役員の地位を喪失する。

- (1) 別途定める様式の辞任届を提出し、幹事会で承認されたとき
- (2) 本会の名誉を毀損又はその他役員として適当でないと認められる事由により、執行役員会において出席した役員の3分の2以上により解任の決議があったとき
- (3) 死亡したとき

第18条(暫定人事)

第14条2項により、役員が引き続き総会の終了まで業務を継続し、第15条により次年度役員候補者が内定した場合(以下「役員予定者」と言う。)、役員予定者は引継業務、担当する諸会議に出席することができる。

第19条(役員の職務及び権限)

各役員の業務は次の各号に定める事項とする。

- (1) 会長は本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、または、会長が欠けたときは、その職務を代行し、各部会の担当業務を分掌する。
- (3) 幹事長は常に会長を補佐し、幹事会を通じ会務全般を掌理する。
- (4) 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を

代行し、幹事会における会務を分掌する。

- (5) 幹事は会務を企画、立案、審議し、決議事項を執行する。
- (6) 会計は本会の経理及び出納を掌理する。
- (7) 監事は本会の会務を監査し、必要と判断された場合オブザーバーとして 諸会議、行事に出席しその結果を幹事会で報告し総会に於いては監事報告を 行うものとする。

第20条(名誉会員)

会長は次の各号に定める役職を委嘱することができる。

この場合は幹事会の承認を得た上で、執行役員会により承認を得るものとする。

- (1) 名誉顧問 若干名
- (2) 顧問 若干名
- (3) 名誉会長 1 名
- (4) 参与 若干名
- (5) 相談役 50名以内
- 2. 前項の役職に対する委嘱期間は委嘱した会長の任期とする。

第4章 会議等

第21条(会議の種類)

会議は総会、執行役員会、幹事会、役員選考委員会、各部常設委員会、その他とする。

第22条(会議の構成、議長)

総会は通常総会、臨時総会の2種とし、会員で構成する。

議長は会長若しくは会長の指名したものが就任する。

2. 執行役員会は会長、会長が指名した副会長、並びに幹事長、副幹事長、 各委員長幹事で構成する。ただし、会長は必要に応じて会員を指名し、この会の 構成員とすることができる。

執行役員会の議長は幹事長が就任する。

3. 幹事会は 会長、会長が指名した副会長、並びに幹事長、副幹事長、幹事、 監事で構成する。但し会長は必要に応じて会員を指名しこの会の構成員とする ことができる。

幹事会の議長は幹事長が就任する。

- 4. 各委員会は委員長幹事、副委員長幹事、部員幹事で構成する。
- 5. 役員選考委員会は、会長、会長が指名した副会長、幹事長、副幹事長で構成する。

第23条(会議の開催)

通常総会は毎年1回、事業年度終了の日から6ヶ月以内に開催し臨時総会は

幹事会が必要と認めたとき若しくは正会員の3分の1以上から会議の目的たる 事項を示して開催の請求があったときに開催する。

- 2. 幹事会は必要に応じて随時開催する。幹事総数の過半数から会議の目的たる事項を示して開催請求があったときには速やかに開催しなければならない。
- 3. 執行役員会、役員選考委員会、各部委員会は必要により適宜開催する。

第24条(会議の招集)

総会、役員選考委員会、幹事会は会長が招集する。

- 2. 執行役員会は会長または幹事長が招集する。
- 3. 各委員会は担当副会長または委員長幹事が招集する
- 4. 会議の招集は会議の日時、場所、目的その他付帯事項を示し開催の5日前までに郵送文書または電話、FAX、Eメールにより通知しなければならない。

第25条(会議に付すべき事項)

総会において、報告すべき事項、承認を得、または決議すべき事項は次の区分 に従う。

- (1)報告事項 事業報告
- (2) 承認を得るべき事項
 - ① 事業計画の確定
 - ② 役員の選任
 - ③ 予算、決算の確定
 - ④ その他会務運営上必要な事項
- (3)決議事項
 - ① 会費の増減
 - ② 会則の変更
- 2. 執行役員会において承認を得、決議及び決定すべき事項は次の区分に従う。
- (1) 承認を得るべき事項 名誉会員の委嘱
- (2)決議事項 役員資格の喪失
- (3) 決定事項
- ① 基幹となる運営方針
- ② 次期幹事会に上程する審議事項
- 3. 幹事会において承認を得、決議及び決定すべき事項は次の区分に従う。
- (1) 承認を得るべき事項
- ① 名誉会員の委嘱
- ② 会員資格の喪失
- (2)決議事項会員の除名

予算の補正

- (3) 決定事項
- ① 事業の執行に関する事項
- ② 総会に付議すべき事項
- ③ 総会の決議により委任された事項

第26条(会議の議決権)

各会議の構成員の議決権は、1人1議決権を有する。

- 2. 各会議に欠席する者はあらかじめ通知された事項について書面で議決するか、または議決権を有する者に委任状を提出しなければならない。
- 3. 委任状が提出された場合、または書面で議決権を行使した場合には会議に出席 したものとみなし、委任状に委任者が指定されていない場合には会長に委任した ものとみなす。

第27条 (会議の成立)

総会は会員の5分の1以上が出席し、出席した会員の過半数をもって行う。

- 2. 幹事会は構成役員の2分の1以上が出席し、出席した構成役員の過半数をもって行う。
- 3. 前条第3項の規定により委任状が提出された場合または、書面による議決権が 行使された場合には出席したものとみなす。

第28条(会議の議事録)

幹事会は議事録作成人を定め、議長、出席者1名の合計2名の議事録署名人 を定め、両名による署名・捺印の上、当該議事録を保管するものとする。

第5章 資產会計

第29条(資産の構成)

本会の資産は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) 事業活動に伴う収入
- (4) 資産から生じる収入
- (5) その他の収入

第30条(事業年度)

本会の事業年度は1月1日から12月31日までとする。

第31条(予算の補正)

予算を補正する必要が生じたときには幹事会において決定することができる。

第32条(暫定予算)

新事業年度開始後に予算が成立しないまでは前年度の予算を基準として幹事会で定める暫定予算を執行することができる。

2. 前項の暫定予算に基づく収入支出は当該年度の予算による収入支出とみなす。

第6章 雑則

第33条(運用規定)

この会則に定めるもののほか、本会の業務を運営するため必要な事項は幹事会の決議を経て規定に定める。

付 則 この会則は平成28年1月1日から施行する